

障害児通所給付費調査指標 マニュアル

1. 領域：健康・生活（4項目）

（1）食事

- ① 一人で食べることができる
- ② 見守りや声かけがあれば食べることができる
- ③ 一部支援が必要である
- ④ 常に支援が必要である

目 的

食事をする際に、支援（介助）が必要かどうか確認する。

設問（例）

食事をする際に、大人の支援（手伝い）が必要ですか。

留意点（解釈）

- 場所・人・時間・食具・食事の形態など、身体の成長発達と情緒面の成長でどの程度の支援が必要であるか判断すること。
- 過食、拒食、異食行為、反すうなどがある場合には、「④常に手伝いが必要である」とする。
- 3歳未満の場合には「③一部手伝いがあれば食べられる」又は「④常に手伝いが必要である」とする。
- 場所（自宅と保育所・学校等）によって食事の摂取状況が異なる場合には、食べない状況を基に判断すること。

判断項目

【① 一人で食べることができる】

- 食べこぼしも少なく、箸（補助箸を除く）を使用して、自分で食べることができる。
- 年齢相応の食形態で、1日3食食べる習慣がある。

【② 見守りや声かけがあれば食べることができる】

- 窒息や危険な行動がないか等、食事中的見守りや食事の進捗状況で声かけが必要である。
- 食事（給食）を他者と一緒の場所・時間に食べることができる。

【③ 一部支援が必要である】

- 食材を小さくする等の配慮や、時折食事を大人が口に運ぶ程度の支援があれば食べることができる。
- スプーンやフォークを使えば食べることができる。

【④ 常に支援が必要である】

- 食事の形態を柔らかくしたり、つぶしたりするなどの配慮が必要である。（栄養補助のミルクを摂取することを含む。）
- 手づかみや食べこぼしが多くみられる。
- 窒息や椅子からの転落がないかを常時見守るなど、常に個別の対応が必要である。
- 大人が介助をするのを払いのける、食器や食材を投げるなどの行為がある。
- 他者と一緒の場所・時間での食事が難しく、個別の環境設定が必要である。

(2) 排せつ

- ① 一人でトイレに移動して排せつすることができる
- ② 見守りや声かけでトイレに移動して排せつすることができる
- ③ 一部支援が必要である
- ④ 常に支援が必要である

目 的

排尿・排便に関する行為について、どの程度の支援が必要か確認する。

設問（例）

一人でトイレへ行き、排せつができますか。

留意点（解釈）

- 尿意、便意の表出があるか、トイレでの排泄に関する一連の動作がどの程度行うことができるのか、便座への昇降や姿勢の保持などに介助を要するのか、清潔に対する認識はどの程度か判断すること。
- 3歳未満の場合には「③一部支援を必要とする」「④常に支援が必要である」とする。

判断項目

【① 一人でトイレに移動して排せつすることができる】

- 尿意、便意を感じとり、トイレでの排泄、ドアの開閉、着衣を下す、便座への昇降、姿勢の保持、排泄後のふき取り、体勢の変換、着衣を上げる、姿勢の保持、流水、手洗い、ドアの開閉など一連の行為を一人で行うことができる。

【② 見守りや声かけがあればトイレに移動して排せつすることができる】

- 上記「①一人でトイレに移動して排せつができる」で示す行動について、声かけで行動することや、見守りで行うことができる。

【③ 一部支援が必要である】

- 大人がトイレ等に誘導することで排せつすることができるが、拭き取り等は支援が必要である。（オマルの使用でも可）
- 「トイレ」等の単語やジェスチャーなどで、意思表示もしくは支援を求めることができる。
- 決まった場所ではしか排せつをしがない場合（例えば、決まった便器や自宅であれば、排せつすることができる）

【④ 常に支援が必要である】

- 排せつをする際に、譲れないルールがある。
- 排せつ物を直接手で触ることや、トイレ以外の場所で排せつすることがある。
- 導尿・自己導尿の見守り、ストーマや摘便などの医療的な支援が必要である。
- おむつや尿取りパットを使用している、自立しているがオムツを着用したがる、頻尿がある。
- 月経の対応に手伝いが必要である。

(3) 入浴

- ① 一人で入浴することができる
- ② 見守りや声かけがあれば入浴することができる
- ③ 一部支援が必要である
- ④ 常に支援が必要である

目 的

入浴に関する一連の行為について、どの程度の支援が必要か確認する。

設問（例）

入浴の際には、大人の支援（手伝い）が必要ですか。

留意点（解釈）

- 入浴に関する一連の行為とは、入浴前の脱衣から、入浴中の行為、入浴後の着衣までの行為をいう。
- 3歳未満の場合には「④常に支援が必要である」とする。

判断項目

【① 一人で入浴することができる】

- 何らかの支援がなくても、一連の行為の全てを自分で行うことができる。

【② 見守りや声かけがあれば入浴することができる】

- 上記「①一人で入浴することができる」で示す行動について、声かけで行動することや、見守りで行うことができる。
- 一連の行為を全て自分で行うことができるが、入浴の準備行為に時間を要する、又は入浴してもあがるまでに時間を要することがあり、見守りや配慮が必要である。

【③ 一部支援が必要である】

- 一連の行為の一部を自ら行うことが難しく、部分的に支援が必要である。
- 「身体や頭髮、顔を洗う、拭く」行為が不十分なため、大人が部分的に手伝うことや、やり直しを必要とする。
- 感覚過敏があり、洗髪や洗顔、洗身に拒否を示すため、配慮が必要である。
- 石鹸やシャンプー、タオルなどにこだわりがあり、配慮が必要である。

【④ 常に支援が必要である】

- 一連の行為の全てを自分で行うことができないため、全面的（常時）に支援が必要である。
- 一連の行為の目的や内容を理解していない。
- 「身体や頭髮、顔を洗う・拭く」行為が不十分なため、大人が全面的にやり直しを必要とする。
- 医療上の必要により入浴を禁止されており、配慮しながら清拭が必要、又はその他の事情で清拭しか行うことができない。
- 入浴する際に首の座りが悪く、体幹が弱いため配慮が必要である。
- 常時抱っこで入浴の必要がある。
- シャワーを怖がる、浴槽を嫌がるなど、入浴への恐怖感がある。
- 洗髪や洗顔、洗身に強い拒否を示し泣くなどの状態が見られる。

(4) 衣類の着脱

- ① 一人で衣類の着脱をすることができる
- ② 見守りや声かけがあれば衣類の着脱をすることができる
- ③ 一部支援が必要である
- ④ 常に支援が必要である

目 的

衣類や靴の着脱動作における支援の必要性、衣類や靴の形状、素材の選択する際の配慮の必要性、汚れた際に着替えができる、定期的に古くなった服などをかえることができるかどうかを確認する。

設問（例）

- 着替える時に手伝いが必要ですか。
- 汚れた時や濡れた時に自ら着替えることができますか。

留意点（解釈）

- 3歳未満の場合には「③一部支援があれば着脱衣ができる」「④常に支援が必要である」とする。

判断項目

【① 一人で衣類の着脱をすることができる】

- 衣類の前後を間違えることなく着用すること、靴の左右を間違えることなく履くことができる。
- 衣類や靴、靴下が汚れたとき、濡れたときに自分で気づいて着替えることができる。
- 場に応じた服装や気候に合わせた衣類を自分で選択できる。

【② 見守りや声かけがあれば衣類の着脱をすることができる】

- 衣類の前後、靴の左右の間違い、ボタンをかけ間違えることがあり、声かけや見守りが必要である。
- 場に応じた服装や気候に合わせた衣類を選択するには、大人の確認等が必要である。

【③ 一部支援が必要である】

- ボタンやファスナー等がある場合はサポートが必要である。
- 衣類の前後や靴の左右がわかるように目印をつけたり、着やすいように衣類を置いたりすることが必要である。

【④ 常に支援が必要である】

- 一人で衣類を着たり、靴を履いたりすることが難しく、着脱衣をするときには概ね支援が必要である。
- 衣類が濡れたりすると、人前で衣類を脱ぐことや、感覚の過敏さから衣類の着用や靴下、靴を履くことを極端に嫌がったり、素材が限定されたりすることがある。
- 感覚の鈍感さから、衣類や靴、靴下が濡れたり汚れたりしても、着替えようとしないために支援が必要である。

2. 感覚・運動（5項目）

（5）感覚器官（聞こえ）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 特に問題がなく聞こえる② 補聴器などの補助装具があれば聞こえる③ 聞き取りにくい音がある / 過敏等で補助装具が必要である④ 音や声を聞き取ることが難しい |
|--|

目 的

聴力について確認をする。

設問（例）

物の音や人の声が聞こえていますか。

判断項目

- 【① 特に問題がなく聞こえる】
 - 聴力に問題がない。

- 【② 補聴器などの補助装具があれば聞こえる】
 - 補聴器などの補助装具を使用することで、一定の聴力を保つことができる。

- 【③ 聞き取りにくい音がある / 過敏等で補助装具が必要である】
 - 聴力になにかしらの問題がある。
 - 聴覚過敏で、イヤーマフ等の補助装具を装用することが必要である。

- 【④ 音や声を聞き取ることが難しい】
 - 補助装具などを使用しても、機能的に音や声を聞き取ることが難しい。

(6) 感覚器官(口腔機能)

- ① 嚥んで飲み込むことができる
- ② 柔らかい食べ物を押しつぶして食べることができる
- ③ 介助があれば口を開き、口を閉じて飲み込むことができる
- ④ 哺乳瓶などを使用している / 口から食べることが難しい

目的

口腔機能について確認をする。

設問(例)

食べ物をよく嚥んで飲み込むことができますか。

留意点(解釈)

- 咀嚼・嚥下の状態や食材の形態に違いがあるかを確認すること。
- 口腔機能について、機能上の課題があるかどうかを判断すること。

判断項目

- 【① 嚥んで飲み込むことができる】
 - 前歯で噛みとり、奥歯でかみつぶすことができる。
 - 調理方法等に特別な配慮が必要ない。
- 【② 柔らかい食べ物を押しつぶして食べることができる】
 - 食材や調理方法に工夫が必要である。
 - 舌や歯茎で食事を押しつぶして食べることができる。
- 【③ 介助があれば口を開き、口を閉じて飲み込むことができる】
 - 介助の際、口唇にスプーンをあてると口を開き、口唇を閉じて飲み込むことができる。
 - 丸吞みをしてしまう。
 - 口蓋裂などへの配慮が必要である。
- 【④ 哺乳瓶などを使用している / 口から食べることが難しい】
 - 口蓋裂・不正咬合(ふせいこうごう)などがある。
 - 栄養摂取は、胃ろうなどの経管栄養で行っている。

(7) 姿勢の保持(座る)

- ① 一人で座り、手を使って遊ぶことができる
- ② 手で支えて座ることができる
- ③ 身体の一部を支えると座ることができる
- ④ 座るために全身を支える必要がある

目 的

一人で座位になり、遊べるかどうか確認する。

設問(例)

一人で座り、手を使って遊ぶことができますか。

留意点(解釈)

- 座位は臀部が床(座面)に接地しており、横座り、割座、胡坐、投げ出し座りなど、こども本人が可能な方法で良い。

判断項目

- 【① 一人で座り、手を使って遊ぶことができる】
 - 自分で座り立ち上がることができる。
 - 座った状態で手を使って遊ぶことができる。
- 【② 手で支えて座ることができる】
 - 大人が、座る姿勢をセットすることが必要である。
 - 座った姿勢を保つには、手で支えることが必要である(両手や片手で自分を支える)。
- 【③ 身体の一部を支えると座ることができる】
 - 座っている際、肩、胸、腕など体の一部を大人に支えてもらうことが必要である。
 - 身体を支えるための工夫があれば座っていられることができる。
- 【④ 座るために全身を支える必要がある】
 - 座るために、頭を支えることが必要である(首がすわっていない)。
 - 後ろにもたれた姿勢であれば座ることができる。

(8) 運動の基本技能(目と足の協応)

- ① ケンケンが3回以上できる
- ② 交互に足を出して階段を昇り・降りできる
- ③ 両足同時にジャンプし、転倒せずに着地できる
- ④ 階段は同じ足を先に出して昇る
- ⑤ どの動きも難しい

目 的

手の支えなしで階段昇降・ジャンプ・ケンケンの各動作を行い、判断項目の各行為ができるか確認をする。

設問 (例)

階段昇降・ジャンプ・ケンケンができますか。

判断項目

- 【① ケンケンが3回以上できる】
 - 項目で示す動作について行うことができる。
- 【② 交互に足を出して階段を昇り・降りできる】
 - 足の着く位置を目で見て確認していなくても、階段を昇ること、降りることの両方がスムーズにできる。
- 【③ 両足同時にジャンプし、転倒せずに着地できる】
 - 項目で示す動作について行うことができる。
- 【④ 階段は同じ足を先に出して昇る】
 - 階段を昇る際に、交互に足を出すことが難しい。
- 【⑤ どの動きも難しい】
 - 階段昇降・ジャンプ・ケンケンのどの動作も難しい。

(9) 運動の基本的技能(移動)

- ① 一人で歩くことができる
- ② 一人で歩くことはできるが近くでの見守りが必要である
- ③ 一人で歩くことができるが、手をつなぐなどのサポートや杖・保護帽などの補助具が必要
- ④ 一人で歩くことが難しい

目 的

一人で歩いて移動することができるかどうか確認をする。

設問(例)

一人で歩いて移動することができますか。

留意点(解釈)

- 補装具等の福祉用具を使用している場合は、使用している状況に基づき判断するものとするが、必要な配慮等について十分に聴き取り判断をすること。

判断項目

【① 一人で歩くことができる】

- 補装具を使用している場合には、補装具が身体に合っていて自分で歩行ができる状態である。

【② 一人で歩くことはできるが近くでの見守りが必要である】

- 一人で歩くことはできるが、安定性やバランスの面で不安があり、見守りが必要である。
- 補装具を使用しているが、体の使い方にぎこちなさがある状態や補装具を使い始めて間もなく慣れていない場合である。

【③ 一人で歩くことができるが、手をつなぐなどのサポートや杖・保護帽などの補助具が必要】

- 一人で歩くことはできるが、安定性やバランスの面で不安があり、時折身体を支える等の支援が必要である。
- 補装具を使用しているが、転倒が度々みられる。

【④ 一人で歩くことが難しい】

- 車いすを使用している。

3. 認知・行動（5項目）

（10）危険回避行動

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 自発的に危険を回避することができる② 声かけ等があれば危機を回避することができる③ 危険を回避するためには、支援者の介入が必要である |
|--|

目 的

外出先や屋内で危険な物や場面に気づき、それを避ける行動ができるか確認をする。

設問（例）

危険なことがわかり、気をつけることができますか。

判断項目

【① 自発的に危険を回避することができる】

- ☐ 自分で危険な物や場面を理解して回避することができる。

【② 声かけ等があればできる】

- ☐ 一人では難しいが、大人が声かけや視覚的な手がかり等で危険を伝えることで、危険を回避することができる。

【③ 制止があればできる】

- ☐ 危険を回避するためには、支援者の介入が必要である。

(11) 注意力

- ① 集中して取り組むことができる
- ② 部分的に集中して取り組むことができる
- ③ 集中して取り組むことが難しい

目 的

他者の話を聞いたり、課題に取り組むときに周りの様子が気になったり、立ち歩いたり、集中できなくなることがないか確認をする。

設問（例）

話を聞く場面や物事に取り組む際に、気が散りやすく集中できないことがありますか。

判断項目

【① 集中して取り組むことができる】

- 気が散りやすい場面や、集中できない場面等、特に日常生活で気になることはない（こども本人も、周囲も困り感がほとんどない）。

【② 部分的に集中して取り組むことができる】

- 目につく所に気になるもの（玩具、テレビ、窓など）がある場合や、初めての場所である等、状況によって集中できないことがある。

【③ 集中して取り組むことが難しい】

- 集中することが難しいことや、注意が逸れやすいことがよくある。

(12) 見通し(予測理解)

- ① 見通しを立てて行動することができる
- ② 声かけがあれば見通しを立てて行動することができる
- ③ 視覚的な情報があれば行動することができる
- ④ その他の工夫が必要

目 的

一日の生活の流れを理解して行動ができるか確認する。また、一連の活動において、先を予測して順序立てた行動がとれるか確認する。

設問(例)

見通しを立てて、行動をすることができますか。

判断項目

- 【① 見通しを立てて行動することができる】
 - 見通しを立てて自発的に行動することができる(周囲のサポートがなくても日常生活に支障をきたすことがない)。
- 【② 声かけがあれば見通しを立てて行動することができる】
 - わからないときもあるが、次の行動を声かけがあれば行動することができる。
- 【③ 視覚的な情報があれば行動することができる】
 - 声かけだけでは難しいが、次の行動につながる見本や写真などの視覚的な手がかりがあれば行動することができる。
- 【④ その他の工夫が必要】
 - 声かけや視覚的な手がかりのみでは不十分であり、その他の工夫やサポートが必要である(例えば音やアラーム、身体に触れて教える等)。

(13) 見通し(急な変化対応)
① 急な予定変更でも問題ない ② 声かけがあれば対応できる ③ 視覚的な手掛かりがあれば対応できる ④ その他の工夫やサポートが必要

目 的

一日の流れの中で、当初の予定に変更が生じて理解して対応できるか確認をする。また、一連の活動の中で、変更が生じて対応できるか確認をする。

設問 (例)

急な予定の変更があった場合、対応することができますか。

判断項目

【① 急な予定変更でも問題ない】

- 急な予定変更を理解し、自発的に対応することができます。

【② 声かけがあれば対応できる】

- 急な予定変更が生じると、最初に対応が難しい場面もあるが、個別に次の行動を伝える等することで、対応することができる。

【③ 視覚的な手掛かりがあれば対応できる】

- 急な予定変更が生じると、声かけだけでは対応が難しいが、次の行動につながる見本や写真などの視覚的な手がかりがあれば、それを見て対応することができる。

【④ その他の工夫やサポートが必要 】

- 急な予定変更が生じると、声かけや視覚的な情報だけでは対応が難しく、他の工夫やサポートが必要である（例えばメロディやアラーム、体に触れて教えること等）。

(14) その他

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 乱暴な言動はほとんどみられない② 乱暴な言動がみられるが、対処方法がある③ 乱暴な言動がみられ、対処方法も特にな |
|--|

目 的

パニックや、突発的な出来事に対して感情が抑えられずに相手に暴力をふるうことや暴言をはいてしまうこと、また自分を傷つける行為をしてしまうことがあるか確認する。

設問（例）

突然、自分や相手に対して乱暴な言動をとるときがありますか。

判断項目

- 【① 乱暴な言動はほとんどみられない】
- 感情が抑えられなくなることはほとんどない、又はあったとしても日常生活に大きな支障はない。
- 【② 乱暴な言動がみられるが、対処方法がある】
- 乱暴な言動等があっても、特定の場所へ移動することや物を使用することにより長期化はしない、又は気持ちを鎮めることができる。
- 【③ 乱暴な言動がみられ、対処方法も特にな
- いろいろ工夫しても乱暴な言動の収束にすぐは結び付かない、又は一定の時間をかけて落ち着くのを待つしかない。

4. 言語・コミュニケーション（3項目）

（15）2項関係（人対人）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 目が合い、微笑むことや、嬉しそうな表情をみせる② 訴えている（要求する）時は目が合う③ あまり目が合わない / 合っても持続しない④ ほとんど目が合わない |
|--|

目 的

人との1対1の関係性について確認する。

設問（例）

楽しいときなどに、目を合わせることがありますか。

判断項目

- 【① 目が合い、微笑むことや、嬉しそうな表情をみせる】
 - 人との1対1の関係が成立している（経験していた）。
 - 人に対する期待感、共感性がある。

- 【② 訴えている（要求する）時は目が合う】
 - 人との1対1の関係が成立している（経験していた）が、一方的な場面であることが多い、又は発信力が弱い。
 - 人に対する期待感、共感性が弱い。

- 【③ あまり目が合わない/合っても持続しない】
 - 目が合うことはあるが、声かけや感情を共有する場面ではないことが多い。

- 【④ ほとんど目が合わない】

(16) 表出 (意思の表出)
① 言葉を使って伝えることができる ② 身振りで伝えることができる ③ 泣いたり怒ったりして伝える ④ 意思表示が難しい

目 的

自分の意思を相手に伝える手段の有無を確認する。

設問 (例)

どんな方法で意思を伝えますか。

判断項目

【① 言葉を使って伝えることができる】

- ☐ 主に言葉で伝えることができる。

【② 身振りなどで伝えることができる】

- ☐ 主に動作や指差しなどで伝えることができる（行きたいところに大人の手を引っ張っていくことやちょうだいなどの動作等）。

【③ 泣いたり怒ったりして伝える】

- ☐ 意思を伝えようとはするが、方法が適切ではない。泣いたり、怒ったり、奇声をあげるなど）。

【④ 意思表示が難しい】

- ☐ 意思を伝える気持ちがみられない（諦めている）。
☐ 意思を伝える手段がない。

(17) 読み書き

- ① 支援が不要
- ② 支援が必要な場合がある
- ③ 常に支援が必要

目 的

文字を介したコミュニケーション、また、文字を読むこと、書くことについて支援が必要かどうかを確認する。

設問（例）

読み書きについて支援が必要ですか。

留意点（解釈）

- 3歳未満の場合には、「③常に支援が必要」とする。

判断項目

【① 支援が不要】

- 何らかの支援がなくても、文字の読み書き及び意味の理解ができる。

【② 支援が必要な場合がある】

- 文字の読み書き及び意味の理解の一部を自分で行うことが難しいため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を含む）が必要である。
- 一部理解することができるが、見守りや口頭で補足の説明が必要である。
- 書くことは難しいが、パソコンやタブレット等の代用手段を使用すればできる。

【③ 常に支援が必要】

- 文字の読み書き及び意味の理解に関して全面的に支援が必要である。
- 文字では理解できず、コミュニケーションツールを使用することで理解できる。
- 文字に興味を示さない。
- 学習障害の診断がある。
- 外国語でのコミュニケーションが必要なために、翻訳を行う必要がある。

5. 人間関係・社会性（3項目）

(18) 人との関わり（他者への関心興味）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 自分から働きかけたり、相手からの働きかけに反応する② ごく限られた人であれば反応する③ 自分から働きかけることはほとんどないが、相手からの働きかけには反応することもある④ 過剰に反応する、または全く反応しない |
|---|

目 的

親しい人（家族やこどもに直接接する支援者、友だち、仲間）とこどもが、どのようにやりとりしているのか、働きかけに応じているのか確認をする。

設問（例）

親、友だち、支援者とやりとりをすることや、相手からの働きかけに応えることができますか。

留意点（解釈）

集団で過ごす場面がある場合には、家族だけでなく、その集団の支援者やそこでの他のこどもたちへの関心の示し方を聞いて判断することが望ましい。

判断項目

- 【① 自分から働きかけたり、相手からの働きかけに反応する】
 - 適度な距離感を保ちながら、自分から相手にやりとりを求めることや、相手からの働きかけに応えることができる。

- 【② ごく限られた人であれば反応する】
 - 特定の人であれば、関わりを持つことができる（パターンの関わり方も含む）。

- 【③ 自分から働きかけることはほとんどないが、相手からの働きかけには反応することもある】
 - 自分から相手に働きかけることはほとんどないが、相手から関わられることに対しては、嫌がるのではなく、反応することもある。

- 【④ 過剰に反応する、または全く反応しない】
 - 一方的に、自分の思いだけを伝えようとすることや、相手が嫌がっても過剰に近づいてしまう。
 - 相手が関わってきても、拒否を示すことや、無関心でほとんど反応しない。

(19) 遊びや活動（トラブルの頻度）

- ① ほとんどトラブルがないか、あったとしても自分たちで解決することができる
- ② トラブルがあっても、大人の支援があれば解決できる
- ③ 支援があっても、解決できる場面とできない場面がある
- ④ トラブルが頻繁に起き、解決することも難しい

目 的

一緒に過ごしたことのある、同年代のこども 1～2 人と過ごす中で、トラブルになったときのこどもの様子を確認する。

設問（例）

同年代のこどもと一緒に過ごす中で、トラブルが起こることがありますか。

判断項目

- 【① ほとんどトラブルがないか、あったとしても自分たちで解決することができる】
 - 自分の意見を伝え、相手の意見を聞いて、友達と一緒に解決することができる。
 - 相手の気持ちを察して、相手に合わせることができる（トラブルなく過ごすことができる）。
- 【② トラブルがあっても、大人の支援があれば解決できる】
 - あらかじめ、本人が理解できる手段でそこでの過ごし方を伝えることや、双方の意見を聞く、解決方法を助言する等の支援があれば、解決することができる。
- 【③ 支援があっても、解決できる場面とできない場面がある】
 - あらかじめ、本人が理解できる手段でそこでの過ごし方を伝えることや、双方の意見を聞く、解決方法を助言する等の支援があっても、解決することができる場面とできない場面がある。
- 【④ トラブルが頻繁に起き、解決することも難しい】
 - 相手の意見を聞き入れることが難しく、自己主張を続けることが多い。
 - トラブルが頻繁に起きる。

(20) 集団への参加（集団参加状況）

- ① 指示やルールを理解して最初から最後まで参加できる
- ② 興味がある内容であれば部分的に参加できる
- ③ 支援があればその場にはいられる
- ④ 参加することが難しい

目 的

現在所属している集団（保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童発達支援、放課後等デイサービス、放課後児童クラブ等）の在籍するクラスの中で、担任（担当者）が設定した集団活動に参加している際の様子を確認する。

設問（例）

集団活動に参加することができますか。

判断項目

- 【① 指示やルールを理解して、最初から最後まで参加できる】
 - 全体への指示があれば、活動の内容、やり方、ルールを理解して、最初から最後まで参加することができる。
- 【② 興味がある内容であれば、部分的に参加できる】
 - 興味関心がある活動内容であれば、参加することができる。
 - 最初から最後までは参加できなくても、部分的には参加することができる。
- 【③ 支援があれば、その場にはいられる】
 - 本人が理解できる手段で、内容の説明等があれば、その場にいることができる。
- 【④ 参加することが難しい】
 - 支援があっても、集団活動には参加することが難しい。
 - 強い拒否感を示す等、その場にいることが難しい。

6. 児童期・思春期のコミュニケーション（3項目）

（21）コミュニケーション（言葉遣い）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 適切な言葉遣いや態度で表現することができる② 時折、適切な言葉遣いや態度で表現することができる③ ほとんど適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい④ 適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい |
|--|

目 的

自分の気持ちを伝える際に、相手や場所、場面に応じた言葉遣いや態度をとることができるか確認をする（トラブルの要因となり得る言葉遣いや態度の有無）。

設問（例）

自分の気持ちを伝える際に、相手や場所、場面に合わせた言葉遣いや態度をとることができますか。

判断項目

- 【① 適切な言葉遣いや態度で表現することができる】
 - 屋内や屋外での声の大きさ、親しい間柄であっても敬語を使用することができるなど、正しい言葉遣いを行うことができる。
 - 場所や相手によって言葉使いを使い分けて表現することができる。

- 【② 時折、適切な言葉遣いや態度で表現することができる】
 - 場所に合わない声の大きさと話すこと、又は声が小さくて聞き取り難いことがある。
 - 声量の調整は難しいが、場所や相手によって言葉を使い分けて表現することができる。
 - 場所や相手によって言葉遣いを分けること等を理解していると思われるが、気分によって難しいことがある。

- 【③ ほとんど適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい】
 - 敬語を使うことはできないが、態度で表現することができる。
 - 乱暴な言葉使いが多い。
 - 一方的な発言が目立つ。
 - 相手から気持ちを確認してもらうことや、代弁してもらうなど配慮がなければ表現することが難しい。
 - 自分の気持ちを伝える際に支援（環境調整）が必要である。

- 【④ 適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい】
 - 支援があっても、相手や場所に応じた言葉遣いや態度で表現することが難しい。

(22) コミュニケーション（やり取り）
① やり取りをすることができる ② 配慮があればやり取りができる／やり取りをしようとする ③ やり取りをすることが難しい

目 的

人との関わりの中で、相互理解・合意・折り合いをつける力があるか確認する。

設問（例）

自分のことを伝えるだけではなく相手の話を聞く、又は聞こうとしますか。

判断項目

【① やり取りをすることができる】

- 言葉どおりに捉えず、やり取りをすることができる。
- トラブルにならないようなやり取りができる。

【② 配慮があればやり取りができる／やり取りをしようとする】

- 口頭の質問に対して「はい」、「いいえ」などの返答はできる。
- 聞かれたことには答えることができる。
- 視覚的な提示や細かな質問、選択肢があるなどの配慮が必要である（配慮があれば答えることができる）。

【③ やり取りをすることが難しい】

- 一方的な主張のみ繰り返してしまうことが多い。
- トラブルになるようなやりとりが多い。
- 他者に関心がない。

(23) コミュニケーション（集団適応力）

- ① 参加することができる
- ② たま参加することができる
- ③ ほとんど参加することがない
- ④ 参加することが難しい

目 的

集団適応力や共感性を確認する。

設問（例）

同年齢の集団に所属し、集団のルールや相手の感情を察知・理解して遊ぶことや、活動に参加することができますか。

留意点（解釈）

- 所属する集団とは、事業所、学校のクラス集団とする。

判断項目

【① 参加することができる】

- 同年齢の集団に所属し、活動に参加することができる。
- 支援が不要で、集団の暗黙のルールや雰囲気気づき、自ら集団の中で過ごすことができる。

【② たま参加することができる】

- 集団の暗黙のルールや雰囲気気づきにくい、支援者が言葉かけを行うことで気づき、理解することができる。
- 所属する集団の主たる支援者（担任・担当）が対象児の特性を理解し配慮することで集団へ参加することができる。

【③ ほとんど参加することがない】

- 集団の暗黙のルールや雰囲気気づくのが難しく、支援者の直接的な支援が必要である。
- 所属する集団の構成員（児童）に対象となることについて理解してもらうことが必要である。
- 所属する集団の規模（小グループ化）や構成員（年下のグループにする）等の配慮が必要である。

【④ 参加することが難しい】

- 集団の中で過ごすことから練習が必要である。
- 集団の流れに入るより、個人単位の支援が優先され、日常生活自体に特別な支援が必要である。